

議長公式見解

先ほど、石川区長から「地方自治法178条1項後段に基づき千代田区議会を解散する」旨の記載のある通知書が提出されました。

しかしながら、石川区長には地方自治法178条1項後段に基づく解散権はありませんので、「解散通知書」には何らの法的効力もありません。

地方自治法178条1項後段の区長の解散権は「不信任議決の存在」と「議長の区長に対する不信任議決の通知」がなければ発生しないものであります。

昨日、千代田区議会において、石川区長が企画総務委員会（百条調査委員会）における証人尋問に際し、偽証をし、証言を拒絶したことに対して告発する旨議決しました。

この議決は区長に対する不信任議決ではありません。したがって、地方自治法178条1項後段の不信任の議決は存在しません。

また、地方自治法178条1項後段に基づく私から石川区長に不信任議決がなされたとの通知はしておりません。

以上のとおり、石川区長が作成した「解散通知」には何の法的効力もないものであることは明白であります。

コロナウィルス陽性者が増加している中、私は石川区長の区政を混乱に陥れる暴挙を到底許すことは出来ません。

もとより区議会議員一同の身分には何の影響もないものであります。

私どもは立場の違いを乗り越えて、コロナウィルス対策等区政諸課題の解決に向けて引き続き邁進してまいります。

2020. 7. 28

地方自治法178条

自治法 逐条

不信任決議

三 長の議会解散

(一) 長は、不信任の議決の通知を受けた日から一〇日以内に議会を解散することができる（本条一項）。議会の解散権は、長のみが有し、長の職務代理者（一五二条）、および長の臨時代理者（二五二条の一七の八）は議会を解散することができずと解される（昭和三三年六月一六日自発三九七号）。なお、議会の解散の方法は、文書で通知するのが適当であり、この文書は議会に到達すれば受理されなくても効力を発生する（昭和三三年九月一四日自治課長電信回答）。

収入又は支出に対する

(二) 長が議会を解散することができるのは、本条および法一七七条四項の場合だけに限られ（昭和三三年九月二九日自行行発二七八号）、議会の不信任議決がないときに民意を問うため等の解散をすることはできない。

(三) 長による議会解散は、議長から不信任議決の通知のあった日から一〇日以内に限り認められる。一〇日の期間内に議会が解散されれば、議会の議員は解散と同時にすべて失職するが、その期間内に解散権が行使されない場合は、長は解散権を失うとともに、自動的に失職する。一〇日以内の計算については、通知を受けた日の翌日から起算する。

(四) 議会の解散後はじめて招集された議会においてふたたび不信任の議決が行われ、議長からその旨の通知があったときは、長は議長から通知を受けた日に失職する（本条二項）。この再度の不信任議決に対して、長がふたたび解散権を行使することはできないのは当然である。ただし、解散後二回目以後の議会において不信任議決を可決した場合は、本条一項の新たな不信任議決であり（昭和三三年三月六日自治課長回答）、長はこれに対して解散権を行使しうる。

(五) 長の不信任議決後一〇日を過ぎる前に議員の任期が終わるとき、長は解散を行うことを要せず、また、一〇日を過ぎても長は失職しない（昭和三〇年四月二日行政課長電信回答）。したがって、長の不信任議決を再議に付したところふたたびなされた不信任議決後一〇日を過ぎる前に議員の任期が終わるときは、長は解散を行うことを要せず、また一〇日を過ぎても失職しない（昭和三二年九月三日自行行発一五三号）。

同様に、長が議長から不信任議決の通知を受けた日から一〇日以内に議員が総辞職した場合は、一〇日間を経過しても長は失職しない（昭和三五年一月三〇日地行発三〇二号）。ただし、ただ一人の議員でも存在している場合は、長は解散権を行使しない限り、失職する。

(六) 不信任議決の後、任期満了または議員総辞職による選挙が行われた場合、選挙後初の議会が不信任議決を行ったときは、本条一項のはじめての不信任議決がなされたことになるという説がある（長野・逐条五〇九頁）。しかし、それでは任期満了前一〇日間以内になされた不信任議決がなら意味を持たないことになるので、任期満了により行われた選挙であっても、不信任議決につき住民の判断が加えられたことによりはならない以上、選挙後初の議会で長の不信任が議決される場合は再度の不信任議決として本条二項による、と解すべきではないかと思われる。

なお、議員の任期満了による選挙が行われた後、任期満了前に議会が不信任議決を行った場合、新議員が構成する議会においてなされた不信任議決は、本条一項の新たな不信任議決になる（昭和三三年八月二日行政課決定）とする行政実例があるが、これは、選挙後に不信任議決があった場合であるから、当然といえよう。

(七) 議会が解散されたとき、その旨を誰が選挙管理委員会に通知するかについては、法令上明文はないが、長が通知するか、または解散の告示により選挙管理委員会が了知して選挙手続を進めるのが適当である（昭和三五年一〇月四日行政課長電信回答）。解散の告示があった場合、選挙管理委員会は解散の有効無効をまったく審査しえないものではないと解される。たとえば、不信任議決がないのに解散を告示した場合や不信

千代田区議会解散に伴う区長記者会見

次 第

令和2年7月28日（火）
午後5時～
区役所4階 401会議室

1 開 会

2 出席者

- | | |
|-------------|-------|
| ○ 区長 | 石川 雅己 |
| ○ 政策経営部長 | 細越 正明 |
| ○ 行政管理担当部長 | 古田 毅 |
| ○ 政策経営部総務課長 | 中田 治子 |

3 概要説明

4 質疑・応答

5 閉 会

[配付資料]

- 千代田区議会の解散について（通知）の写し

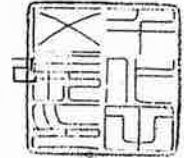
1部



2千政総務収第120号
令和2年7月28日

千代田区議会議長
小林 たかや 殿

千代田区長
石川 雅



千代田区議会の解散について（通知）

令和2年7月27日付で貴職から、令和2年第2回千代田区議会臨時会において「委員会提出議案第2号 虚偽の陳述及び証言拒否に対する告発について」が議決された旨の通知がありました。同議決は、客観的に不信任の議決であると認められるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第178条第1項後段の規定に基づき、令和2年7月28日、千代田区議会を解散します。